

# 学校法人郁文館夢学園役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は学校法人郁文館夢学園の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

## (役員等の種類)

第2条 役員は寄附行為第6条に定める理事及び監事をいい、これを常勤と非常勤に区分するものとする。

2 評議員は寄附行為第32条に定める評議員をいう。

## (報酬等)

第3条 役員等の報酬は別表のとおりとする。

2 理事長を除く常勤役員等の報酬は別表の報酬額を基準とし、職務と責任に応じ減額修正することがある。ただし、この場合は理事会において決定する。

3 非常勤役員等の報酬は別表のとおりとする。

## (報酬等の支給)

第4条 理事長及び常勤役員等の報酬は別表の金額を12で除した額を毎月25日（その日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を含む。以下同じ）にあたる場合は、直前の休日でない日）に支給するものとする。

2 役員等のうち、非常勤の役員等の報酬については、毎年3月25日（その日が休日にあたる場合は、直前の休日でない日）に支給するものとする。

3 非常勤の役員等の交通費は、発生の日から起算して2週間以内に支給するものとする。

## (兼務者の報酬等の取扱い)

第5条 常勤役員が専任教職員の身分を有する役員（以下「兼任役員」という。）の場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該役員が教職員として適用される給与規程に定める教職員分給与のほか本規程別表の報酬を加算して支給するものとする。

## (賞与)

第6条 役員等については賞与は支給しない。但し、理事会が別途決定した場合はこの限りでない。

2 兼任役員については、教職員として適用される給与規程に定めるところにより教職員としての賞与を支給することを妨げない。

## (通勤費の取扱い)

第7条 常勤役員には教職員給与規程第25条の規定に準じて通勤費を支給する。

但し、校用車による送迎を受ける者及び兼務役員として教職員給与規程による通勤費の支給を受ける者はこの限りでない。

2 非常勤の役員等については、居住地よりの交通費の実費を費用弁償として報酬とは別に支給する。

## (報酬の控除)

第8条 常勤役員については、次に記載する項目について報酬支払いの際、控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 地方税
- (3) 共済掛金

(4) その他本人から申し出があったもの

2 非常勤の役員等については、報酬の支払いの際、源泉徴収税額表月額表乙欄を適用し所得税を徴収する。

(長期欠勤の役員等の報酬)

第9条 常勤役員が病気その他の事由によって長期に欠勤又は非常勤役員等が理事会、評議員会を長期に亘り欠席した場合の報酬又は手当の支給は、半年間を限度とする。

(月の途中で就任又は退任した場合の常勤役員の報酬)

第10条 月の初日以外において新たに就任した常勤役員に就任当月分の報酬を支給する場合は、報酬月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を報酬月額から控除する。

2 月の末日以外において退職した常勤役員に対する退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬月額の日額にその者が退職した日の翌日から月末に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を報酬月額から控除する。但し、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

(報酬の日額)

第11条 前条に規定する報酬の日額は、報酬月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。但し、円以下の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(月の途中で就任又は退任した場合の非常勤役員等の報酬)

第12条 月の途中で新たに就任した非常勤役員等の報酬及び手当については就任した月を含む月割で支給する。但し、就任が当該月の1/2経過後以降の場合は、翌月分から支給対象とする。

2 月の途中で退任した非常勤役員等の報酬及び手当については、退任した月を含む月割で支給する。但し、退任が当該月の1/2に満たない場合は、前月分迄を支給対象とする。

(退職金)

第13条 役員の退職金については、役員の退職慰労金規程に定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決定する。

附則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

1 この規程は、平成15年3月15日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

1 この規程は、2025年9月26日から施行し、2025年4月1日より適用する。

1 この規程は、2026年4月1日から施行する。

## 別表

職名	報酬額	備考
理事長	年俸 36,000,000円を上限とし、理事会において決定する。	
常勤理事 及び常勤監事	年俸 4,800,000～12,600,000円 とし、その範囲内で、理事会において決定する。	
専任教職員兼任 常務理事	月額 100,000円	
専任教職員兼任 理事	月額 10,000円	
非常勤理事 及び非常勤監事	年額 120,000円	交通費は実費を 別途支給
評議員	年額 33,000円 ただし、教職員兼務評議員については対象外	交通費は実費を 別途支給